基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の普通株主及び甲種類株主をもって、その所有する普通株式一株を十株とする株式分割また、甲種類株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月十九日

札幌市中央区北六条西一六丁目一番地五

有限会社いつわ企画

代表取締役　佐々木眞知子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年九月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月十九日

栃木県小山市城東一丁目六番三三号

株式会社ティビィシィ・スキヤツト

代表取締役　安田　茂幸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三万五千株の割合をもってする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月十九日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号

株式会社じげん

代表取締役社長　平尾　丈

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年八月十九日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号

ビーケー・ギューリニ・ジャパン株式会社

代表取締役　木下　久弥

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年九月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月十九日

愛知県安城市横山町寺田四番地一

昌富工業株式会社

代表取締役　林　幸治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十九日

岩手県盛岡市津志田南三丁目一五番五号

北星運送株式会社

代表取締役　佐々木勝美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に株券は無効となります。

平成二十五年八月十九日

栃木県小山市城東一丁目六番三三号

株式会社ティビィシィ・スキヤツト

代表取締役　安田　茂幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十九日

群馬県太田市新田反町町五一番一号

王鉄工機株式会社

代表取締役　平田　文彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十九日

東京都中央区新川一丁目二三番地四号ＩＳリバーサイドビル一二〇一号室

株式会社フューチャー

代表取締役　今井　尚

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十九日

日本における代表者　福田　裕一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福田裕一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十九日

石川県金沢市伏見台三丁目九番二五号

ヒロワン・インコーポレーテッド

日本における代表者　福田　裕一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である呉華毅が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十九日

名古屋市東区徳川二丁目五番五号ライフステージ徳川五〇三号

常熟国際経済技術合作有限責任公司

日本における代表者　呉　華毅

限定承認公告

本籍栃木県大田原市浅香二丁目三三九二番地七、最後の住所栃木県大田原市美原一丁目一八番二二号

被相続人　亡　岩﨑　充治

右被相続人は推定平成二十二年六月から平成二十三年八月までの間に死亡し、その相続人は平成二十五年八月五日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

栃木県大田原市美原一丁目一八番二二号

限定承認者　岩﨑　史明

限定承認公告

本籍東京都文京区本郷二丁目三五番、最後の住所東京都江戸川区春江町三丁目三六番一号

プロスハイム四〇一

被相続人　亡　上野　寛

右被相続人は平成二十四年七月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年八月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

栃木県河内郡上三川町坂上六三一の一

限定承認者　上野　光良

限定承認公告

本籍滋賀県彦根市宇尾町一五〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松林　花

右被相続人は平成二十五年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年八月七日大津家庭裁判所彦根支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

滋賀県長浜市祇園町四六五番地

限定承認者　西濵　捨男

限定承認公告

本籍京都府京丹後市大宮町河辺四〇八番地一、最後の住所京都市右京区梅津林口町二二番地北村マンション

被相続人　亡　木﨑　勝藏

右被相続人は平成二十五年五月十六日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

鳥取県鳥取市本町三丁目一〇一番地鳥取ビル

相続財産管理人　弁護士　松本　啓介

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年八月二十日正誤欄中（原稿誤り）				
三二	四	一三～二〇	産業局長」とあるのは、「経済産業局長」とある業大臣又は「経済産業局長」と読み替えるものとする。	産業局長」とあるのは、「経済産業局長」とある産業大臣又は「経済産業局長」と読み替えるものとする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十九日付第一八〇号ニ　調達第一五五号五六ページ

四ページ●同日付第一八一号六四ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）